

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成26年9月2日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成26年9月2日(火)
午前9時30分から午前10時10分まで
- 2 開催場所 東海村役場会議室403
- 3 会議に付議した事件
議案第20号 公職選挙法第28条の抹消者について
議案第21号 平成26年9月における選挙人名簿への登録について
議案第22号 平成26年9月における選挙人名簿の調製について
議案第23号 直接請求の法定数の告示について
議案第24号 平成26年9月における選挙人名簿に係る縦覧について
議案第25号 平成26年9月における在外選挙人名簿に係る縦覧について
議案第26号 裁判員候補者予定者名簿の調製について
議案第27号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)
委員長 本多 喜久男 委員長職務代理者 大友 捷夫
委員 伊藤 究 委員 菊池 等
- 5 欠席委員は次のとおりである。(0名)
- 6 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 佐藤 文昭 書記 山口 正弘
書記 草山 尚拓
- 7 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 8 本会議における議題及び議事の概要は次のとおりである。

開会 午前9時30分

○本多委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。9月に入りましたが、今年は各地で気象災害が多く発生した夏でした。中丸コミュニティセンターでも、豪雨により駐車中の車両が水没があったと聞いております。

ところで、夏の終わりとともに茨城県議会議員一般選挙に係る候補者擁立の報道もちらほらと聞こえ始めました。これから年末にかけて準備が本格化することと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○本多委員長 本日の議案は、平成26年9月の定時登録に係るもの6件と、裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者予定者名簿の調製に係るもの各1件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第20号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第20号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○本多委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第20号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第20号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第21号 平成26年9月における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第21号は、公職選挙法第22条第1項の規定により平成26年9月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は平成26年9月1日、登録日は平成26年9月2日、登録資格要件としては、(1)住所移転者が、平成26年6月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。(2)成人者が、平成6年9月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第21号 平成26年9月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第21号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第22号 平成26年9月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第22号は、公職選挙法第19条第2項の規定により平成26年9月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回の30,199名から20名減の30,179名となりました。20名減の根拠といたしましては、抹消者数が545名、新規登録者数が412名、新有権者数が113名となっています。

○本多委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第22号 平成26年9月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第22号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第23号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第23号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙（記載略）のとおり行うものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第23号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第23号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第23号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第24号 平成26年9月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第24号は、公職選挙法第23条第1項の規定により平成26年9月2日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成26年9月3日（水）から平成26年9月7日（日）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第24号 平成26年9月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第24号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第25号 平成26年9月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第25号は、公職選挙法第30条の7第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成26年9月3日（水）から平成26年9月7日（日）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第25号 平成26年9月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第25号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第26号 裁判員候補者予定者名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第26号は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定により、平成27年に必要な裁判員候補者の予定者をくじにより選定し、同条第2項の規定により、裁判員候補者予定者名簿を調製するものです。なお、本村の割当員数につきましては、平成26年6月1日現在により選挙人名簿の登録が行われた日において本村の選挙人名簿に登録されている者の数に基づき、同法第20条第1項の規定により、水戸地方裁判所長から別紙のとおり（記載略）48名を選出するよう通知を受けております。

それでは、本多委員長にくじの執行をお願いいたします。

(くじの執行)

○山口書記 ただ今、くじが執行され、48名の裁判員候補者予定者が選定されました。それでは裁判員候補者予定者名簿を回覧いたします。

○本多委員長 (名簿を回覧後)ただ今、「議案第26号 裁判員候補者予定者名簿の調製について」事務局からの説明とくじの執行を行いました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第26号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第26号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第27号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○**山口書記** 議案第27号は、検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定により、平成27年に必要な検察審査員候補者の予定者をくじにより選定し、同条第2項の規定により、検察審査員候補者予定者名簿を調製するものです。なお、本村の割当員数につきましては、平成26年6月1日現在により選挙人名簿の登録が行われた日において本村の選挙人名簿に登録されている者の数に基づき、同法第9条第1項の規定により、水戸検察審査会事務局長から別紙のとおり（記載略）13名を選出するよう通知を受けております。

それでは、本多委員長にくじの執行をお願いいたします。

（くじの執行）

○**山口書記** ただ今、くじが執行され、13名の検察審査員候補者予定者が選定されました。それでは検察審査員候補者予定者名簿を回覧いたします。

○**本多委員長** （名簿を回覧後）ただ今、「議案第27号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について」事務局からの説明とくじの執行を行いました。が、質疑がありましたらお願いします。

○**伊藤委員** 水戸検察審査会事務局長からの通知中、13名の内訳として、第1群から第3群までが各3名、第4群が4名とあるが、各群はどのようなものか。

○**山口書記** 任期の始期を示しています。検察審査員の任期は6ヶ月ですが、このうち第1群は2月から、第2群は5月から、第3群は8月から、第4群は11月からとなり、検察審査員に選任された場合、水戸検察審査会において4つのグループに分けられます。

○**本多委員長** 議案第27号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第27号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 その他としまして、事務局から何かありますか。

○山口書記 茨城県選挙管理委員会によりますと、9月11日の定例選挙管理委員会において茨城県議会議員一般選挙の日程を定める予定とのことでした。これに伴い、今後、本選挙に係る選挙管理委員会を開催することとなりますが、今年は東海坏土地改良区総代総選挙も予定されており、次回の選挙管理委員会では総代総選挙に係る議案も併せて付議したいと考えております。

このことから、次回の選挙管理委員会につきましては、9月下旬以降、10月中旬頃の間で改めて日程を調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○本多委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前10時10分